

第1条 リーグ名

本リーグの名称を「関西キャップリーグ」と定める

第2条 リーグの目的

関西地域のキャップ野球活動の活性化及び、競技レベルの向上を目指す

第3条 活動地域

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県とする

第4条 参加資格

【団体資格】

以下の事項すべてに当てはまる団体は当リーグの参加資格を有する

- 1 一般社団法人日本キャップ野球協会(JCBA)に登録されている団体であり、チームのメイン活動地が第3条で定める活動地域であること
※**連合チームの場合、構成する全てのチームが上記を満たすこと。但し、複数チーム出場の場合、連合チームを構成することは出来ない。**
- 2 運営が定めた時点で、下記の【個人資格】を有する個人が7人以上集合して構成された団体であること
※**但し、同一団体から複数チーム出場の場合1チームあたり8人**
- 3 同時期に他団体主催のリーグ戦や、当協会主催の他地域で開催されるリーグ戦への登録または出場をしていないこと
- 4 指定された試合数を期間中に消化すること
- 5 全試合において試合データの提出を許可すること
- 6 運営の定めた手段によって参加申し込みを行い、承認されること
※**定められた手段以外での参加申し込みについては一切受け付けない**
- 7 第8条で定める参加者登録を定められた期日までに行うこと
※**但し、参加資格を有しない個人の参加者登録を行わないこと**
- 8 団体の代表者又は連絡係等は、運営及び対戦相手と円滑な連絡を行うこと
- 9 関西キャップリーグ規約(本稿)を理解した上で同意すること
- 10 **団体名が公序良俗に反していないこと**
- 11 **リーグ実施年度に19歳以上となる選手を含まずに構成されるチームの場合は、リーグ実施年度に19歳以上となる監督者(選手でなくてもよい)を少なくとも1人登録し、試合への引率を必要とする。なお、選手として出場しない監督者は参加費を必要とせず、参加者登録の際は背番号の欄に監督者と表記すること。また、18歳未満の選手を含むチームの場合は、18歳未満の選手のみでの試合参加は不可能とする。**

【個人資格】

以下の事項すべてに当てはまる個人は当リーグの参加資格を有する

- 1 一般社団法人日本キャップ野球協会(JCBA)に登録されている団体に所属する個人であること
- 2 第3条で定める活動地域で開催される試合に参加すること
- 3 第5条で定める登録費用を指定された日時までに満額納めること
- 4 選手情報、及びそれを用いた試合データの提出を許可すること
- 5 本リーグ戦において、複数以上の参加団体に属さないこと

- 6 同時期に、当協会主催でないリーグ戦や当協会主催の他地域で開催されるリーグ戦への登録または出場をしていないこと
- 7 18歳未満の選手は、保護者の参加同意書を提出すること
- 8 運営及び対戦相手、同じ団体に属する選手と円滑な連絡を行うこと
- 9 試合中に撮影された映像を協会及び登録団体が使用することに同意すること
- 10 特定の試合において行われるライブ配信への出演に同意すること
- 11 試合結果や撮影された動画内での登録名(本名必須)の使用に同意すること
- 12 関西キャップリーグ規約(本稿)を理解した上で同意すること

第5条 参加費用

運営は参加者に対して登録費用として**1,000円**徴収する
試合会場の利用料金は利用者で分担する。但し、1会場につき500円/人を越える場合は超過料金分を運営が負担する

第6条 試合規則

関西キャップリーグルール(2024年3月決定版)に準ずる

第7条 試合中の事故

参加者は、怪我や事故のないよう安全なプレーを心がけること
万が一、試合中に怪我や事故が発生した場合は当事者間の連携を行うとともに、適切な対応を取る
上記の怪我や事故によって、今後のリーグ戦及びその出場に影響が出ると判断された場合は、運営への連絡と以降の対応を行うこと

第8条 参加者登録

試合に出場する選手は運営に参加者登録がされていなければならない。
※開幕戦は、開幕前に運営が定めた期日までに登録された選手のみ出場できる
※シーズン中は、試合予定日の3日前までに登録されていない

参加者は以下の選手データを登録すること

- 1 選手名(本名必須)
- 2 背番号(00,0~99の整数)

第9条 開催期間

春季は5月~7月、秋季は10月~1月を基本とする
※但し、リーグ戦の進捗状況等の諸事情によって、開催期間が変動する場合がある

第10条 試合データの記録

全試合CAP-SCOREBOOKにて試合データの記録を行うこと
試合終了後、各団体担当者と主審が記録の確認を行い、誤りがあった場合は訂正する

第11条 試合会場

試合会場は、各団体及び運営が確保し、協議によって決定する

第12条 動画撮影・ライブ配信

・本リーグ戦は全試合において、キャップ野球の普及活動等を目的とした試合動画の撮影とSNS等への公開を行う

※動画撮影への機材提供や撮影協力を参加者に任意で依頼することがある
・また、特定の試合においてはSNSでのライブ配信を行うことがある
※ライブ配信を行う際は、当該試合を開催する前日までに参加者への通知を行う

第13条 ペナルティ

反則行為や審判からの注意などがあった場合、試合終了後、両団体が運営に報告することを義務付ける
また、運営が協議を行い、ペナルティを与える場合がある

第14条 リーグ規約

現行のリーグ規約、その他文書に明確な記載がない、または曖昧な項目があった場合は、運営を交えて審議を行い、最終判断を運営が行う